

【用語】 勝手御掛—幕府の財政担当 落手—受け取ること 得替—転封、国替え 積年—つもる年月、多年 勝手向—家計、暮らし向き 大御变革—文久の改革のこと 廉—数え立てるべき箇条 畢意—つまり更張—これまでゆるんでいたことを改めて盛んにすること 主意柄—主君の意志 御府内—江戸城を中心とした四方の地 高柄—収穫高才覚—くふうして金を集めること、くめん 欠々—偈々、努力するさま 曠野—広野 成業—事業を成就すること 関内—関東 公辺—おおよけ、ここでは幕府 公許—幕府の許可のこと 仁察—思いやり、同情 只管—ただひたすら 差向—さしあたり、とりあえず

【解説】 前橋藩主松平朝矩は、寛延二年（一七四九）酒井氏と入れかわりて姫路から入封した。しかし、明和四年（一七六七）前橋城本丸が利根川の激流で破壊されたため、松平氏は居城を武蔵国川越に移すことになった。以後、前橋城下は領主不在が直接的な原因となって衰退し、前橋分領の領民たちは藩主の前橋への帰城を願う歎願書を差し出した。その結果、文久二年（一八六二）藩も前橋への帰城を決意し、幕府の勝手掛老中の水野忠精あて前橋城再築の内願書を提出した。その時の記録がこの文書である。

再築・帰城の理由としては、廃城に対する領民の悲嘆がつづいていくこと。廃城の原因となった利根川の氾濫については、その防備ができるようになったこと。再築・帰城が幕府の富国強兵政策を実現する絶好の場となること。築城資金面で見込みがついたことなどをあげている。しかし、この内願書は受理されなかったため、翌年も内願をくり返した。その結果、文久三年十一月ようやく願書が受理され築城が許可された。慶応二年（一八六六）十二月本丸が落成し、翌年正月に藩主直克の帰城が実現したのである。この文書は、「松平家記録」のなかの「御築城別記録」の一部であり、松平家記録は前橋市指定の重要文化財である。